

令和元年第4回笠松町議会定例会会議録（第2号）

令和元年12月16日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	6番	伏 屋 隆 男
副 議 長	1番	竹 中 光 重
議 員	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教育文化部長	足 立 篤 隆
会計管理者 兼会計課長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
企 画 課 長	山 内 明
建 設 課 長	森 泰 人
教育文化課長	田 島 茂 樹

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平 岩 敬 康
書 記	早 崎 千 穂

1. 議事日程（第2号）

令和元年12月16日（月曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

5番 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回、1つ目は防犯対策についての質問です。

9月30日、あんしんメールが突然入りました。本日午前4時ごろ、岐南町平成地内において男性が通行中、何者かに腹部を刺される事件が発生しました。不要不急な外出を控え、戸締りを徹底してください。家族との連絡を密にして、必ず複数で行動するなど十分注意してくださいなどの内容となっていました。大変驚き、子供たちの登下校は大丈夫なのか心配にもなりました。

翌日、私は交通安全当番でピアゴ交差点付近に立っていましたら、午前7時15分ごろ、下羽栗小学校の校長先生と先生が見守りに加わっていただきました。結果としては、この事件は作り話の狂言であり、ほっと胸をなでおろしたものでした。

しかし、全国のニュースを聞くと、毎日どこかで通り魔事件などが報道されています。先日、住民の方から、田舎は防犯カメラが余り設置されていないので、空き巣などに狙われやすいのではと不安を漏らしてみえました。岐南町平島地域や地元の江川地域でも事務所荒らしが発生していると聞き、大変これもびっくりしたところです。

秋から冬にかけては、つるべ落としと言われるように、あっという間に日が暮れてしまいます。笠松町の街路灯は全域に張りめぐらされ、大変ありがたいのですが、近年、昔の丸い電灯からLED電灯にかえられました。5分の1の電気料金という省エネルギー対策としては理解はしていますし、数字上の照度は確保されているとは思いますが、LEDの特性として光が広がりやすく、感覚的に暗い気がします。

そこで、防犯対策についてお尋ねします。

現在、広報やメールなどによる不審者情報の配信や街路灯設置、青色回転灯装備による防犯パトロール活動、通称青パト活動以外、具体的な防犯事業はどのような事業を実施されているのか、まずお尋ねします。

次に、啓発的な意味のある広報や青パトに加え、町民の安心・安全のためには、具体的で即効性の高い防犯カメラの設置についてお尋ねします。

以前、同様な一般質問において、町として町全体にカメラを張りめぐらせるには莫大な予算が必要なこと、笠松駅周辺以外目立った犯罪発生率の高い特定な地域はなく、設置箇所の絞り込みが難しい点などを上げられていました。

町内会からの要望を取り組むことについても、設置場所や常時監視を嫌う方の存在など、町内会の中でさまざまな意見に分かれるのではないかと懸念され、慎重な検討が必要であると述べられていました。

確かに、町全体に張りめぐらせることは財政的に困難であると思いますし、犯罪分布データに特定の箇所はないのですが、交通事故多発交差点に設置し、その事故の検証、分析に役立てたり、子供の利用が多い公園など、町としてカメラ設置をする意義のある箇所に絞っての整備の考えはありませんか。

こういった質問の場合、すぐに財政的に困難ですとの答弁をなされます。収入が多くなる秘策があればよいのですが、現実には難しい。そこで、町の各種事業を見直し、財源を捻出する検討をいただきたいと考えます。例えば、リバーサイドカーニバルを初めとするイベント事業です。町のイベントは、ほとんどが1日限りのもので、継続性はありません。今回、議会の行政視察で訪問した笛吹市では、川を利用したイベントを各種開催されましたが、特に目を引いたのが水辺カフェでした。花火の時期にキッチンカーを並べたり、バーベキューコーナーや映画の上映など、1カ月にわたり継続的な集客能力のあるイベントを河原で開催してみえました。河川敷でできるのかなと思ったのですが、市では国土交通省と包括的占用許可という手続を踏み、営業行為が可能になったとお聞きしました。

本題に戻りますと、わずか1日のイベントに多額の費用を投入するよりも、住民にとっては日々の生活が重要であり、住民の安心・安全が第一だと思います。例えば、川まつりとリバーサイドカーニバルの総費用額はどれぐらいの費用を要しているのでしょうか。その費用や内容をいわゆるスクラップ・アンド・ビルドの考え方により見直し、財源を捻出し、監視カメラ設置に向けた考えはどのように考えられるのかお尋ねします。

また、知り合いの住民の方で空き巣に入られた事件を聞き、その際、実は町内では空き巣の被害が多く発生しているとのことでしたが、私は全く知りませんでした。こういった犯罪情報は警察との連携により、広報、メールなどで住民の方に知らせる必要があると思います。県警OBの方が職員に見えたと思いますが、以前の一般質問の中で、警察との連携が太くなり、情報も入りやすくなっているとお答えされました。捜査活動に影響するものはともかく、それ以外、警察との情報連携、そしてそこからの注意喚起などはどのようにしているのかお尋ねします。

以上、住民の安心・安全なまちづくりの基本となる防犯対策に関する1回目の質問を終わります。

続きまして、2つ目の質問で、防災対策についてお尋ねします。

11月11日、12日の両日にわたり、自民党岐阜県連女性局の中央研修会へ参加してきました。女性局長である三原じゅん子参議院議員から「守ってあげたい 命をかけて」というテーマで、内容は避難所の現実、問題点、今後のあり方についての講演でありました。また、女性局次長の本田顕子参議院議員からは、自身が薬剤師でもあるお立場から、避難所での薬の扱い方、また熊本地震で体験された現実の話聞く機会を得たところです。

例えば、先日の台風で浸水被害を受け、避難所生活を強いられている被災者の方は、1日目、支給されたおにぎりを食べる、2日目、温かいものが食べたい、3日目、体育館が冷える、床がかたい、段ボールでよいので下に敷きたい、4日目、お風呂に入りたいなどの要求が出てくるそうです。このほかにも、隣の人のいびきで眠れないなど、なれない生活で体調を崩す人が出てしまいます。

特に衝撃的であった話は、女性の場合、トイレが安全な場所ではなく、なかなか報道はされていないようですが、犯罪が起きているようで、トイレが怖い場所となっているそうです。若い女性の方は月1のものもありますし、トイレに行かないわけにはいきません。

また、老人の方はトイレに行きたくないため、水分を控える傾向にあり、おむつのほうが楽と言われる方も出てくるそうです。だんだん体臭も気になって、芳香剤の要求もあるそうです。

このほかにも、授乳の必要な子供さんがいる場合、粉ミルクに加え、液体ミルクの備蓄が進んできたようですが、ミルクはあっても、それを飲ませる哺乳瓶の用意がないとのことでした。元北海道知事の高橋はるみ参議院議員の話では、東日本大震災のときは、液体ミルクはあったものの、ほとんどが廃棄処分されてしまったと説明がありました。

これは、防災の対策会議において、男性の委員が多く、女性目線での意見がなかなか出にくい構造であり、液体ミルクのようなちぐはぐな事例が生じているのだと考えます。決して男性批判ではなく、男性と女性は体の構造が違い、それぞれが隅から隅まで理解し合うことは困難だと思います。女性目線が非常に重要であるということを確認していただきたいということです。

当町は、最近たまたま大きな災害がなく、本当によいところであり、本当にありがたいと住民の皆さんが話してみえます。町内の防災訓練の際には、災害がないのはたまたまであり、いざという時のために各家庭で1週間程度の備蓄はしておいてくださいとお話をされていますが、実際、実行されているのは5%ほどかなという感触です。

9月には、北海道の厚真町で崖崩れの場所を現場視察し、黙祷をささげてまいりました。ここでは、厚真町長さんから避難所の映像を見せていただき、簡易段ボールベッドや間仕切り用

段ボールが設置され、避難生活を送ってみえる様子を拝見しました。

そこで、以上を踏まえ質問させていただきます。

当町では、防災会議は条例によって委員が定められていますが、どのような構成となっているのでしょうか。また、男女比率はどのようになっていますか。

次に、災害時には段ボール製簡易ベッドの供給について、段ボール会社と協定をことし6月締結されましたが、その具体的な内容についてお尋ねします。また、簡易ベッドは全てこの協定により賄うものとし、町としては備蓄をしないのか、あわせてお尋ねします。

各自主防災会は、いわゆる56町内なんですけど、少なくとも年に1回、町と連携しながらさまざまな訓練を実施されており、災害時の被害を最小限にとどめるように努められています。災害の初期では、個人の備蓄によるところが大きいと思われまして、それ以上の長期になれば、町としての備蓄など、必要となります。ただし、備蓄も経費が必要であり、その経費削減のためには、例えば自主防災会への町の備蓄品の状況説明や、逆に自主防災会側の備蓄品の状況の情報連携などによって、必要なものを必要な場所へ供給できる体制づくりが有効であると考えます。町として、被災者に供給しなければならない食料や生活必需品の確保の策はどのような方法を考えておられるのかをお尋ねして、1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 田島議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 田島議員さんの質問に対しての答弁をさせていただきます。

まず、防犯対策につきまして、不審者情報の配信、街灯の設置、青パト活動以外に具体的な防犯事業はどのような事業を実施しているかについてでございますが、犯罪のない地域社会づくりには、何よりも住民一人一人の防犯意識の高揚が重要であると考えており、現在、町では平成29年度から開始した青色回転灯装備車両、いわゆる青パトによる防犯パトロール活動を中心に、広報紙やあんしんかさまつメールによる防犯情報の発信など、防犯事業を実施しているところであります。

また、各地域において実施されている児童の登下校時の見守り活動のように、地域が一体となった防犯活動団体の育成が地域防犯力の強化を図る上では必要不可欠でありますので、これらの団体に対し、協働型補助金により支援し、地域の連帯意識の向上を図っているところであります。

特に今後は、今般、株式会社極東様より寄贈していただいた青パト専用車両を有効に活用し、より一層の体制強化につなげてまいりたいと考えており、その一環として実施を予定しております青色防犯パトロール講習会への参加を各種団体に呼びかけるなど、活動団体の拡充を図ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のお協力をお願いしたいと考えております。

続きまして、カメラ設置の意義がある箇所には絞って整備をする考えはないか。事業を見直し、

財源を捻出し、監視カメラ設置に向けた考えについての質問に対する答弁をさせていただきたいと思います。

現在、防犯カメラの設置は、みなと公園や水防センター、緑町墓地、笠松駅町営駐輪場、笠松中学校体育館、サッカー場トレーラーハウス周辺、歴史未来館など、各施設における器物損壊や盗難対策として、施設管理上必要な箇所に監視カメラを設置しており、不特定多数の方が利用される道路や公園などには、議員が言われました理由により、利用者の方の防犯を目的としたカメラの設置はしていません。

また、御質問にあった交差点のカメラ設置につきましては、交通事故原因の分析や検証に一定の効果があると考えられますが、町と岐阜羽島警察署では、町内で事故が多発し、カメラを設置しなければ原因の分析、検証ができない交差点はないとの認識を共有しているところがあります。また、最近の傾向といたしましては、ドライブレコーダーの画像を検証材料とするケースも多く見られ、現在、町の集中管理車にはドライブレコーダーを設置し、職員の事故防止意識の高揚や事故等の検証資料として活用できるよう整備しておるところでございます。

御質問の主なイベントの費用としましては、昨年度決算額でリバーサイドカーニバルは702万2,000円、川まつりでは1,116万5,000円の支出をしており、これらのイベントの見直しにより、財源を確保してカメラを設置したらどうかという御提案をいただきましたが、毎年予算編成に当たっては、イベントに限らず、行政全般について見直し、事業の効率化を図っているところでもあります。その中で、防犯カメラの設置につきましても、今後の財政状況や各事業の優先順位を踏まえ、有効性を見きわめてまいりたいと考えており、まず来年度は不特定多数の人の出入りの多い庁舎、中央公民館、両支所にカメラを設置し、施設出入り口や正面道路付近を見守ることにより、来庁者の安全確保ができるよう整備を進め、防犯体制の強化を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

次に、警察OB職員による警察との情報連携、注意喚起などはどのようになっているかというお尋ねでございます。

現在、警察OB職員を危機管理対策監として配置し、防災・防犯分野において、幅広い視野と長年の経験から培われた専門的な見地により、政策立案等に携わるほか、警察との情報連携等に努めているところでもあります。先般の岐南町平成地内で発生した事件の際には、いち早く岐阜羽島警察署や町内の交番との連絡をとって、正確な情報収集を行い、その情報をもとに防災行政無線を初め、あんしんかさまつメール、町の公式LINEによる早期の情報発信につながったほか、園児、児童・生徒など、町民の安全確保を図るため、警察連携のもと、青色回転灯装備車両による迅速な防犯パトロール体制をとることができたところでもあります。

続きまして、防災会議について、委員構成はどのようになっているか。また、男女比率はどのようなのかの御質問に対しましてお答えいたします。

防災会議の委員は笠松町防災会議条例で規定しており、構成は、私町長と副町長のほか、岐阜羽島警察署長が指名する者、消防団長、羽島郡広域連合消防本部消防長、羽島郡二町教育委員会教育長、木曾川右岸地帯水防事務組合管理者が指名する者、自主防災組織を構成する者、または学識経験がある者、その他必要と認める者の20名以内で構成することとしており、現在は町の部長級職員7名を含め15名の方で委員を構成しております。この15名中女性は1名で、男女比率は約6.7%であります。

続きまして、防災備蓄について、段ボール会社と締結した協定の具体的な内容についてと、町として備蓄する考えについての御質問に対する答弁をさせていただきます。

ことしの6月に田代地内に営業所がある大丸板紙加工株式会社と災害時における段ボール製簡易ベッド等の供給に関する協定書を締結いたしました。この協定の内容は、笠松町域に大規模な災害が発生し、避難所設営が必要となった場合に、段ボール製の簡易ベッド、シート、間仕切り、簡易トイレなどの商品を優先的に町が指定する避難所まで搬送いただける協定となっております。

現在、これらの供給備品につきましては、自主防災訓練時の避難所設営訓練用として各2セット所有しておりますが、各避難所の備蓄スペースに限りがあるため、町で備蓄を進めるのではなく、災害時には本協定を有効に活用して、避難所の生活環境の確保を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、自主防災会との連携について、食料や生活必需品の確保の策としてはどのような方法を考えているのかについてお答えいたします。

現在、町では岐阜県災害時広域受援計画に定められている物資供給の考え方に基づき、地域防災計画に定める被害想定最大の避難者数4,140人の1日分の食料を備蓄しております。一方で、災害時の食料の確保は、基本的に各家庭で3日分の備蓄が目安とされており、一人一人が長期間の避難生活に備え、日ごろから備蓄を進めていただくことが非常に重要なことと考えております。

高齢者や乳幼児、障害のある方、食物アレルギーをお持ちの方では、必要な食料、生活必需品が個々で異なり、これらのニーズに対応する物資全てを町が備蓄するには限界があります。避難所生活における食料等の必要物資については、今後も計画的に整備を進めるとともに、各企業との災害協定を締結するなど、必要な物資の確保に努めてまいりたいと考えておりますが、何よりも大切なのは、住民の皆様一人一人の事前の備えであります。

ここ数年の大規模な被災事例を見ましても、自分の身は自分で守るといった自助の重要性を再確認したところであり、今後も引き続き食料3日分の確保を初め、各個人で異なる生活必需品の備えなど、自助の大切さをお伝えし、各家庭における防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 5番 田島議員。

○5番（田島清美君） 前向きな答弁、ありがとうございました。

具体的な防犯事業については、これからも見守り活動のような地域が一体となった防犯活動、また地域の連携意識の向上が地域防犯力の強化にもつながると思いますので、引き続き町の支援をお願いいたしたいと思います。

また、先日、古田町長さんの御尽力によりまして、早速青パト専用車両が配備されたことは、私も大変うれしく思っております。さらに活用範囲を広げて、町民の安心・安全のためにつなげていただきたいと思います。

先ほど防犯カメラについては、来年、役場、中央公民館、そして松枝公民館と総合会館に設置していただけるということで、平成30年に伏屋議長のほうが防犯カメラ設置ということを書いてみえまして、そのときは全域網羅するということで、前広江町長は慎重に判断しなければならないと、先ほど質問の中に入れていただきましたが、そのことに比べては前向きかなとは感じますが、私がこの質問を行った思いというのは、今毎日のようにテレビの報道やいろんなニュース、あんしんメールで、しょっちゅう子供たちが声をかけられたとか、不審者情報とか多いんですね。公園とか、子供さんが自転車で自分の学校から例えば塾に行くとか、買い物に行くとか、あと、今健康ブームからいろんな方がウォーキングされているんですね。そういうところの範囲に防犯カメラを設置していただければ、犯罪をする方の抑止力になるんじゃないかなという思いを込めて、この質問を行っているんですが、その点に関してはどのように思われますか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 防犯カメラの設置についてなんですが、来年度、庁舎、支所のところにつけさせていただく予定でございます。もちろん、今後の財政状況を見ながら、優先順位を踏まえて設置する場所も検討していくつもりでございますが、防犯カメラは確かに有効ではありますが、私はその前に、やはり人の目による見守り、監視、あるいは地域のきずなを強化してみんなで見守っていただく、そういったことがいわゆる不審者の侵入を防ぐのではないかと、うふうに考えております。

その点におきましては、先ほども答弁させていただきました青パト専用車をこのたび寄贈していただきましたので、ぜひともその防犯講習会に議員も参加していただいて、母親の目として、また地域の住民の代表として実際に乗っていただいて、危険な箇所を回っていただき、また住民の皆さん方とそういう連携を強化していただく。防犯カメラも大事ですが、そういった意識向上、啓発が一番私は防犯につながるのではないかと考えておりますので、ぜひとも御協力のほどよろしくお願いいたしたいと思います。

[5 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○5番（田島清美君） 町長さん、青パトに乗ってということで、ぜひ私も乗らせていただきたいと思います。また青パトなんですが、先日見ていたら、昼間じゃなくて、夕方の4時ぐらい、まだ明るい時間ですよ。多分、子供の学校の下校に合わせてやってみえるんだなというのは思うんですが、その後、要は暗くて人がいないときに犯罪ってやっぱり起こりやすいと思うんですね。その点も加味していただいて、時間帯のスケジュールはいろいろあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、先ほど事故の多発地域のところに、私は防犯カメラをつけたらどうかという提案をさせていただいたんですが、やっぱり岐阜県警のほうが、ここは特にそんなに大したことないよというふうに言われても、地元に住んでいる住民にとっては、毎回毎回事故があり、いつ何時その車が歩道のほうに入って自分も巻き込まれるかわからないので、本当に冷や冷やしているんですね。先日の事故があったとき、お巡りさんが事故があって大分たってから見えるんですね。そうしたら、トラックの運転手の人「あんたかね」と言われていて、じゃなくて、自分はもう動けないからいるんだって。そんな状況なんですね、お巡りさんにとったって。だから、やっぱり防犯カメラがあれば、そのときのものが一部始終わかるわけですよ。

うちの地元の中野のおふじの坂を北に行くと、理容ノガキのところちょうど通学路になっているもんですから、そこで事故があったので、やはり危険地帯であるわけですよ。昔、安田議員も中学校の通学路のところで、大変薄暗いところがあったということで要望を言われていたと思いますけど、それは下羽栗地域だけじゃなくて、すぐそのだるまやの前のところでも、しょっちゅう事故があるらしいですね。松枝地域のほうでも事故があるところは大変多いということも、各議員さんに聞いていただければ、大体網羅できると思うんですよ。今、ドライブレコーダーがあると言われますけど、私の車にはドライブレコーダーもついていませんし、そういったことで、私は防犯カメラの設置を言っているのですが、その点はどういうふうに考えられますか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 確かに交通事故の検証、原因分析に防犯カメラ、ドライブレコーダーも含めて役立つとは思いますが、私自身は交通事故を減らすには、まずドライバーや歩行者の認識が一番大事である。安全意識の向上が大事ではないかと思ひます。

そうした点におきましては、先般、下羽栗の交通安全協会の方々の講習会にお邪魔しましたが、やはりそういった講習会をもっと盛んにやっていただいて、もっと多くの方に参加していただく。そうした中で、ドライバーだけではなく、歩行者の方、交通弱者と言われる方々も参加していただく。特に、今議員が御指摘のように、夕方の時間帯とか、あるいは雨の日、夜間、

とても見にくいというところがあります。そういった場合、確かにドライバーに責任はあるんですが、一方で歩行者、交通弱者の方々も、そういったときの、もう一度歩行のあり方とか、横断歩道をしっかり歩く、あるいは安全確認を進めていただく、そういった意識をしっかりと高めていただくためにも、講習会、これもそれぞれ個々の意識の向上が大事だと思いますし、その中で補完的なこととして防犯カメラの設置というものを考えていかなければいけないと思うんですが、まずは個々の交通安全の意識啓発、高揚というのを重点的に取り組みたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○5番（田島清美君） 古田町長の思ひはなかなか変わらないということなので、私のほうもこれ以上質問しませんが、経費がないというのはわかっていますし、今私が提案したのは、各種団体の人でリバーサイドカーニバルに行きたいという人って余り聞かないですよ。自分の担当だから行かなきゃいけないという。広江町政は合併問題をやられて、行革をやられましたよね。今度古田町長になったら、めり張りのある町運営をやっていたらいいなと思うんですが、今まであるイベントをずっとやるというふうじゃなくて、ぜひその700万円を見直していただきたい。例えば防犯カメラは、調べたら1台16万円ぐらいで、2年目からは2万円ぐらいでやろうと思えばできるんですよ。ぜひその辺も検討していただいて、町民の人が安心・安全である笠松町というふうに思っていたらいいように努力していただきたいと思いますということで要望とさせていただきます。

あと、防災対策についてですが、防災会議の委員構成はわかりました。女性が1人というのは少ないなと思います。服部部長ですよ。防災対策においては、女性の意見を取り入れる女性目線が大変必要だと思います。防災会議というのは、以前聞きましたけど、獺とした会議だから、そんなに細かいことを会議するわけじゃないというふうに言われたんですけど、やっぱり50代の女性の考えと20代、30代の考えというのは多少違うと思うんですね。私の場合は50代で子育てをしています。そういった世代の委員をふやすお考えはまずないかどうかというのをお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 委員構成につきましては、御指摘があったように、やはり女性の目線、高齢者、あるいは子育て、そういった視点、同じ女性でも違ってくると思います。先ほどの御質問にあったように、避難所での生活になりますと、いろいろなニーズは女性じゃないと気づかない部分が多々出てくると思いますので、今後、幅広い視点から意見を伺うことが重要であると考えておりますので、どのような方を任命していくのが効果的なのか検討していきたいと思っております。

[5 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○5番（田島清美君） 前向きな答弁、ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

あと、段ボール製簡易ベッドの協定、備蓄状況についてはわかりました。災害時にはこれらの協定が有効に機能できるように、日ごろから業者との連携確認をしっかりとっていただくようお願いいたします。

あと、食料や生活必需品の確保については、各家庭で3日間の備蓄をして自助、自助、自助と、自助の重要性、住民一人一人が認識しなければならないというふうに先ほど来言われていますが、町と56の自主防災会の備蓄状況の把握というのはどのようになっているのかなというのをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） まことに申しわけないのですが、町内会単位で備蓄品の状況把握はしておりません。というのは、毎年変わってきたりしていますし、町内会の役員さんの中でもはっきり把握されていない部分があると思います。町としては把握しておりませんが、やはりそれぞれ地域の町内会の世帯構成とか、高齢者の多い方、若い世帯が多い方、それぞれ内容が異なると思うので、それぞれはしっかりと備蓄されているものだと認識はしております。

[5 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○5番（田島清美君） 今、古田町長の答弁は、認識されていないというふうに言われていますが、町は、先ほど答弁があった3日間のものしか備蓄されていないわけですよね。いざというときに、例えばうちの地元の中野なんかは、お水と乾パンというふうに聞いているんですが、把握しようと思えばできるのに、何でされないのかなと思うんですが。例えば、この町内にこれがあれば、何かあったときにここには送らなくていいぞみたいな、そういったのを把握するべきじゃないかなと思うんですが、その辺どう考えてみえますか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 確かに備蓄というのは必要なんですが、災害の状況によって何が必要かというのは刻一刻と臨機応変で対応していかなくちゃいけないんです。例えば、水害のときの備蓄品、あるいは地震のときの備蓄品、これは当然異なるものであります。もちろん水とかは最低限必要だと思いますが、そうではなく、流動的に状況の変化に対応していくということで、そういった意味におきましては、町が全て把握することも大事かもしれませんが、できましたら町内会の方々がお互いにもう少し連携をとりながら、まずは町内会で備蓄をしっかりとっていただいて、今こういったものが足りないからということで、そちらのほうから、町内会、自主防災会のほうから町に保管してほしいと、その辺を町のほうでこのあたりが足りないからとい

うことで、申し出というか、協力を求めていただきたい。そういった関係のほうがより効率的です。備蓄をたくさんすればするだけコストもかかりますし、また管理が大変です。中には賞味期限があるものがあって、先ほどの議員の御質問の中にありましたように、せっかく備蓄したものが使われずに廃棄処分になってしまうということもありますので、今後そのあたりを自主防災会と我々のほうで連携しながら、町としては補完する体制をとっていきたいと思いますので、また御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

[5番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○5番（田島清美君） はい、わかりました。

私たちは備蓄備蓄と言っているんですが、町民の方に何かあったときに私たちの地元でどこに備蓄されているか御存じですかと質問したんですね。そうしたら、この間アルファ米をもらったから、あそこの集会場にあるのかなあとか、結構皆さん知られていないんですよ、自分の地域のどこに備蓄されているかって。

総務課に聞いたら、インターネットに載っているということでしたが、若い方なんかはインターネットをぱっと見てわかると思うんですけど、やはり笠松町は高齢化率が高いじゃないですか。なかなかインターネットも見られないという方が多いんですね。住民の人への周知として、広報などでも、この地域はここにありますよみたいなのも載せていただきたい。羽島市は、市のほうでどこどこに備蓄がありますよというような講習なんかもされているというのを聞いていますので、ぜひそういったことも町を挙げて、また今度の防災訓練のときにやっていただきたいと思いますので、これは要望としてよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 続けて一般質問を行います。

3番 尾関俊治議員。

○3番（尾関俊治君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず初めに、小学校の英語教育についての質問をさせていただきます。

2020年度から始まる新学習指導要領では、高学年5、6年生の外国語活動を教科、外国語を英語に格上げして、授業時間数も年間35時間から70時間へ倍増するとともに、現行の外国語活動を中学年3、4年生に前倒しします。一方で、既に低学年1、2年生から外国語に触れる教育活動を行っている学校は少なくありません。新学習指導要領への取り組みと相まって、小1からの外国語教育に力を入れる自治体や学校が多く見られます。

2006年度から自治体を挙げて4・3・2制の小・中一貫教育に取り組む東京都品川区教育委員会では、小1から独自教科、英語科を実施しています。1から4年生を英語によるコミュニケーションに親しむ段階、5から7年、中学1年生を英語によるコミュニケーション能力を身につける段階、8から9年、中2から中3生を英語によるコミュニケーション能力を活用する

段階と位置づけています。一方で、年間の授業時間数は1から2年生で20時間、3から6年生が35時間、7から9年生は140時間としており、1から4年生の段階でも徐々に英語に触れる時間をふやす配慮をしています。

2017年度から全校実施している新カリキュラムでは、小学校の1から2年生をALT（外国語指導助手）と学級担任のチームティーチングで実施し、英語に親しませることを重視、3から6年生では日本人で英語指導の資格を持つ小学校英語専科指導員と学級担任のチームティーチングとして、初歩的な英語コミュニケーション能力を着実に身につけさせ、中学校の7から9年生では、教科担任による授業を中心とします。

品川区と同様、2012年度から小・中一貫教育を全校で行っている横浜市教育委員会でも、小学1年生から横浜国際コミュニケーション活動を実施しています。年間授業時間は1から4年生で20時間、5から6年生は標準どおり35時間です。低学年では、歌やゲーム、リズム遊びなどを通じて、楽しみながら英語に触れる活動を行います。中学年では、英語で質問するなどしてコミュニケーション活動を楽しみ、高学年では自己表現を大切にして、考えたり感じたりしながらコミュニケーション活動を楽しむことを目指します。そうして十分に英語になれ親しませた上で、中学校で聞く、読む、話す、書くの総合的なコミュニケーション能力を育成しようという考え方です。

両自治体に共通しているのは、子供の発達段階に応じて徐々に英語に触れてなれ親しませる機会をふやしている点、コミュニケーション能力の素地を十分に培った上で、中学校段階の学習につなげている点にあると言えます。

日本では、中学校からの6年間、あるいは大学も含めて10年間にわたって英語を勉強しても、ちっとも使えるようにならないとよく指摘されます。その理由としては、まず教師も子供も入試などペーパーテスト対策に関心が集中しがちで、外国語教育で本来目指すべきはずのコミュニケーション能力の育成が十分行われていないことが上げられます。

それとともに無視できないのは、そもそも日本人は日常的に英語を使う必要性に迫られず、また恥ずかしがり屋の国民性から、どうしても学んだ英語を使うのをためらってしまう側面があることです。新学習指導要領で外国語教育を小3から前倒しにするのも、そうした課題を克服しようとしてのことです。小1から実施する先進自治体の取り組みは、たとえ外国人であろうと物おじしない、小さなうちから積極的にコミュニケーションをとろうとする態度を育てていこうという取り組みであり、決して単なる中学校英語の早期教育でないことに注意する必要があります。

そこで質問ですが、2020年度から小学校は新学習指導要領になり、小学校英語はほかの教科と異なり、これまでになかった教科と新設されます。笠松町は、英語教育に力をさらに入れていくと思いますが、2020年度からの英語教育の内容とその変更点をお聞かせください。また、

笠松町独自の取り組みの予定があればお聞かせください。

次の質問ですが、小学校の算数教育についての質問をさせていただきます。

私は、塾で算数や数学を教えています。授業をしている子供たちが一番喜ぶのは、自力で問題解決できたときです。特に、低学年のころは計算問題がすらすら解けるので、そうした経験がたくさんできるため、算数が好きと答える子は多いのではないのでしょうか。ただ、学年が上がり、難しい問題や抽象度の高い内容に出会い、一度つまづいてしまうと、系統性の強い算数・数学では、それ以降がわからなくなり、苦手意識を持ってしまう子がふえていくのです。

苦手意識を持ち始めた子供に算数を好きになってもらうには、自分で問題が解けたという喜びや、本当にわかった、できた、考えたをもう一度味わい、やる気を起こさせることが一番の近道だと考えます。そのために、算数は理科や社会に比べ、1時間ごとの授業で問題解決を行う教科のため、たくさんの成功体験を得られやすい教科なのです。そして、生活場面と結びつけて多くの体験をしながら学ぶことです。解けたという喜びをもう一度経験し、自信を取り戻せるよう既習の内容を教科書で振り返るなど、サポートしていただけるといいのではないのでしょうか。

自力解決する力を育てるために大切なのは、算数の問題にしっかりと向き合い、課題を把握し、解決の方法の見通しが立てられるようになることです。

問題解決のプロセスには、次の5つのステップがあります。1つ目、課題把握、2つ目、解決の見通し、3つ目、自力解決、4つ目、検討、5つ目、まとめです。中でも算数で大事なのは、2つ目の解決の見通しを立てる力をつけることです。問題を解くことが苦手な子は、課題把握では課題を正しく読み取れなかったり、どのように解決すればよいか、既習の学習を思い出して解決の見通しを考えずに立式したりして誤るのです。

一方、算数の得意な子は、問題を読んだら、これまでに学んだことを応用したり、図で考えれば解けるだろうと見通しを立てる力を持っているのです。例えば、台形の面積を求める求め方を考えようという授業では、既に面積の求め方を学習した三角形や平行四辺形、長方形に分割したり変形したり、いろいろ工夫して求めさせます。台形の公式を知らなくても、1つ、分割して足す考え方、2つ、長方形や平行四辺形に形を変形する考え方、3つ、大三角形をつくり、面積を求めた後、追加した小三角形を引く、4つ、面積を2倍にした平行四辺形にする考え方といった方法で面積を求められます。ほかにもたくさん方法があります。こうしたアイデアが思い浮かべられるようになるには、4年生で学習した複合図形の面積、L字型やパズルでたくさん遊んだ図形感覚が役に立つのです。

そこで質問ですが、2020年度からの算数教育の内容とその変更点をお聞かせください。また、小学校の中学年ごろからパズル問題を取り入れて、自分で問題が解けたという喜びや、本当にわかった、できた、考えたを味わい、やる気を起こさせるということをしてはどうでしょうか。

考えをお聞かせください。

これで、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

3番 尾関俊治議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 尾関議員さんからの御質問にお答えします。

2020年度からの小学校英語教育の内容とその変更点につきましては、後ほど教育長より答弁させていただきます。

私のほうからは、2020年度からの英語教育で笠松町独自の取り組みについての御質問の答弁をさせていただきます。

まず、低学年からの英語教育を始める利点としまして、幼少期より英語に耳をならすことで、中高生のころには確実にヒアリング能力が高まるとともに、自分の考えを自分の言葉で相手に伝える力が一層培われ、プレゼン能力が定着するものと考えておりますので、低学年から始める英語の重要性は非常に高いものであると認識しております。

そこで、調査研究のために11月に私と教育文化の職員とともに、小学校1年生から日本人外国語活動指導員による英語授業を行っている愛知県美浜町立河和小学校へ視察に行き、2年生の授業の様子を見学いたしました。児童一人一人が親しみやすい英語の歌や会話を通して正しい英語の発音や文字に触れ、楽しみながら英語を学習している姿が印象に残りました。

また、美浜町の教育長からは、外国人ではなく日本人指導員を配置したことによって、児童が抵抗なく指導員を受け入れ、楽しい、親しみやすい授業をモットーに授業が行われるため、児童だけではなく、保護者の評価も大変高いものであり、さらに教職員の立場では、1こまの授業準備から改善までのPDCAサイクルにおいて、教職員と指導員との打ち合わせ時間の削減や細かな部分まで調整できるメリットもあり、小学校1年生からの英語教育の取り組みにつきまして成果を得ているとお聞きしました。

笠松町の取り組みにつきましては、時期は未定ではありますが、日本人による英語指導員の雇用も視野に入れ、一人でも多くの子供たちが英語の学習が楽しいと思ってもらえるような取り組みを財政状況等も鑑みながら今後検討してまいります。

それにより、小学校を含めた国際交流事業等が活性化されるとともに、子育て世代の定住促進を当町の強みにしていきたいと考えております。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 2020年度からの小学校英語教育の内容とその変更点についてお答えをいたします。

まず、中学年での外国語活動、高学年で英語科が新設されることにつきましては、議員発言のとおりでございます。

今回、学習指導要領の改定に至りましたのは、社会の変化が加速度的で、人の予測を超えて進展する時代となっており、今の小・中学生がその環境の中でも場面や状況を理解して、みずから目的を設定し、目的に応じて必要な情報を見出し、深く理解し、自分の考えをまとめる。相手にふさわしい表現を工夫する。多様な他者と協働しながら、目的に応じた解を見出す。こういった人の強みを生かしてたくましく生きる力を育成するためのものがございます。そのためには何を学ぶかが重要でございまして、その一つとして小学校の英語の教科化等が行われたものでございます。また、どのように学ぶか、何ができるようになるかを加えて、3つの資質・能力を育てることを柱に、全ての教科、領域等を見直したものでもあります。

御指摘の小学校英語教育に関して、英語になれ親しませた上で、総合的なコミュニケーション能力を育成すべきというお考えは学習指導要領に色濃くあらわれております。

中学年の外国語活動では、聞くこと、話すことを中心に、英語に親しみ、身近で簡単な事柄について外国語で聞いたり話したりして、自分の考えや気持ちを伝え合う力の素地を養うことを目標としております。

高学年の英語科では、子供の発達段階に応じて聞くこと、話すこと。話すことは2つに分けておりまして、会話するというやりとり、それからもう一つは発表、この3つの領域を中心として学習内容を深めるとともに、文字を読むこと、書くことも加えて中学校での学習につなげていくとされています。これは、中学校の授業で急に読み書きも重視されるギャップに配慮するとともに、高学年児童の読みたい、書きたい、英語という言葉を使ってもっときちんと知りたいという欲求に応えるためのものがございます。

今まで述べました聞く、話す、読む、書くの4技能を総合的に育成する授業を実施し、それを評価することも変更点の一つとなっています。英語の知識を細かく問うものではなくて、スピーキングテストやスピーチ、児童の制作物など、実際に英語を使ってできることを評価することを想定しています。

他の自治体の取り組みを紹介していただきましたが、羽島郡におきましては、昨年度から全ての小学校で3、4年生では年間15時間の外国語活動、5、6年生では年間50時間の英語科の指導を行っているところでございます。また、1、2年においても、年間6時間ほどの外国に親しむ時間を設定しているところでございます。

教育委員会といたしましては、数年前から夏期研修会において、小学校英語教育に係る実践

的な研修を開催してまいりました。また、岐南町の西小学校が県指定の小学校スタートアップ研修校として、英語教育の指導者育成のために実践的な研修を推進してまいりました。郡内各小学校では、西小学校の実践を含め、小学校外国語活動と英語教育の充実を図ってまいりたいと考えています。

次に、2020年度からの小学校算数教育の内容と、その変更点についてお答えをいたします。

今回、学習指導要領の改訂に至りました経緯は、小学校英語で述べたとおりでございます。これを受け、何を学ぶか、どのように学ぶか、何ができるようになるかの3つの資質・能力を育てることを柱として指導内容が構成されました。

算数科では、特に個別の知識だけを示すのではなくて、それらが相互に関連づけられ、社会の中で生きて働く知識となること。また、社会におけるさまざまな場面で活用できる知識として身につけることを大切にしています。そのためには、主体的、対話的で深い学びを求めています。主体的とは、児童がみずから考えを持つこと。対話的とは、自分と、あるいは仲間と対話して考えを広げること。数学的活動を通して、算数・数学を学ぶ価値や数学のよさ、統合的・発展的な考察、数学的活動の楽しさ、数学的な解釈、こういったことを見出す等、深い学びができる児童の育成を目指しています。

改訂の具体的な内容につきましては以下のとおりでございます。

1つ目が、問題発見、問題解決の過程において働かせる数学的な見方・考え方に焦点を当て、今まで算数的活動と言っておりましたが、これを数学的活動という名前に小学校から変えました。2つ目に、中学校1年生で学ぶ代表値、平均とか最頻度、それから中央値、こういった中学校1年生で学ぶ内容を第6学年に移行する。そして、統計の学習を充実させること。3つ目に、数量の関係同士を比較する方法として、割合を用いた比較の仕方を4年生に扱うようにさせるなど、割合に関する内容を充実させました。4つ目に、数学的な見方・考え方を働かせた数学的活動を通して育成を目指す、数学的に考える資質・能力を明確にする観点から、領域構成を数と計算、図形、測定、変化と関係、もう一つが統計という表現を使っていましたが、データの活用と、こういう領域といたしました。

以上でございますが、各教科の特質に応じて、児童がプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動も計画的に実施することを求めており、算数科でも正多角形の作図の学習などに、このプログラミング学習が位置づけられています。議員御指摘のとおり、算数がわかった、できた、考えたを味わい、使ってみたいというようなわかり方が必要だとされています。郡内の幾つかの小学校では、研修の対象教科を算数として、その充実を努めていただいております。

最後に、小学校中学年ごろからの算数パズル問題の導入についてお答えをいたします。

文部科学省の新教育課程に対応した教科書の改善、今の小学校の教科書をつくるための

につくられた諮問委員会ですが、そこではワーキンググループで検討していただきましたが、練習問題の質についての研究というのが行われまして、その中で従来の練習問題の考え方としては、形式的なものしか用意されていなくて、工夫した問題の考え方を考慮する必要があります。こういった提言をしております。そして、縦書き計算や横書き計算を並べた計算問題、ゲーム化やパズル化した計算問題、挿絵や表、図などの情報が文章とともに示されて、必要な情報を選択して解く問題、文章だけで示されたいわゆる文章問題などの多様性のある問題の必要性を例示しております。令和2年度から羽島郡の小学校で使用する教科書には、議員の御指摘のとおり、どの学年でも「新しい学習が始まるよ」、これはパズル的な問題のタイトルですが、「新しい学習が始まるよ」というページを設けて、パズル的な問題が位置づけられています。6年生では、「数学的ゲームをしよう」「同じ味になるのはどれかな」などです。

教育委員会といたしましてもパズル問題には関心を持っておりまして、今年度のゴールデンウィーク前に各小学校に例示をしたところでございます。自主学習の一つとして児童に紹介することを各校に御検討いただくよう再度働きかけていきたいと考えています。

子供たちにゴールデンウィークに提示したパズル問題は、議員御指摘のとおりのままにパズル問題でございます。また、各学校に利用していただくように再度働きかけていきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） 丁寧な答弁、ありがとうございます。英語教育の内容と変更点については、本当に詳しく説明していただき、よくわかりました。

1つだけ再質問をさせていただきます。

小学校の英語教育について、ICTとの連携についてですが、英語の新教科書において、誌面にQRコードが掲載され、タブレットやスマートフォンで読み込むことによって、コンテンツを使用できるようになっていると聞いています。コンテンツは、ネイティブスピーカーによる単語・英文の読み上げ、チャンツ、歌、アニメーションなど、多岐にわたります。授業内外を問わず、これらのコンテンツを児童に視聴してもらい、実際に英語が使われる場면을イメージしたり、チャンツや歌を通して英語のリズムになれ親しませたりすることを想定しているそうです。

笠松町ではICTの連携をどのようにされるかを具体的にお聞かせ願えればと思います。

○議長（伏屋隆男君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） ICTとの関連をどのように図るかについて、お答えをさせていただきます。

小学校の英語教育につきましては、来年度使用する英語教科用図書には、200カ所ほどのQ

Rコードが準備されております。これが使う教科書でございますが、各ページにQRコードが何カ所もこうやってついております。実際に使う教科書にもそれぞれのページにきちんとQRコードがついておまして、単語や歌、チャンツ、ターゲット文、在日外国人の方のインタビュー等、さまざまな音声や映像を視聴することができます。

笠松町では、来年度使用する教科用図書の教師用デジタル版の購入について前向きに検討いただいております。教師用デジタル教科書が各校に配置されれば、その中に全てのコンテンツが収録されておりますので、各教室での英語学習の際に、大いに活用できるのではないかと思います。

また、児童一人一人が自分の課題に合わせてデジタルコンテンツを活用することも十分できる整備が笠松町にはございます。

1つは、パソコン室等のデジタル環境が整っている場所で、児童一人一人がタブレットから。言ってみればWi-Fiの環境が整っていますので、子供の持っているタブレットでQRコードを読み取れば、きちんと全児童が一人一人活用できます。また、先生が一括ダウンロードしていただきまして、それを使って授業を進めるという方法も可能になります。教育委員会といたしましては、アクセスに要する時間を省くため、各校には一括ダウンロードの方法を推奨しようと考えております。

また、家庭にあるスマートフォンやパソコンでの御活用についても、各学校から案内をさせていただきたいと考えています。皆さん、持っていらっしゃるスマホでQRコードを読み取れば、その画面が即出てまいりまして、音声も出てまいりますし、中には動画で提供されるというものもございますので、教科書だけ持っていれば家庭でも活用できます。

一方で、児童・生徒の教育に必要なのは本物に触れることも大事だと認識しています。英語学習でいえばALTの活用、理科でいえば実物の観察、社会でいえば働く方に実際に会うこと等、こうした本物に触れる学習につきましても、これまで同様、これまで以上に大切にできるように各校に指導してまいりたいと思っております。理科の教科書にもずいぶんたくさん含まれておまして、例えば花が成長する過程が全部デジタルで見られるとか、農作業をする人のインタビューが出てくるとか、活用の方法は非常に広範囲でございます。一層各学校に使用について指導してまいりたいと考えています。

[3番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） ありがとうございます。ICTとの連携もしっかりやっていただけたということがわかりました。

そして、先ほど教育長が言われた、それ以上に本物に触れる学習を大切にいただけたということがわかって、本当にうれしく思います。これからもよろしく願いいたします。

笠松町独自の英語教育の取り組みについても、町長から本当にいい回答をいただきました。これからその検討とのことですが、他自治体等を参考にさせていただいて、笠松町として最良の英語教育をしていただくことをお願いいたします。

次ですけれども、算数教育の内容とその変更点についてもよくわかりました。また、これからは各小学校でパズル問題に関心を持っていただき、自主学習の一つとして定期的に児童に紹介していただくことを切にお願いいたします。

最後になりますけれども、算数教育の関連質問をさせていただきます。

まず1つ目、現在、小・中学生を対象に実用英語技能検定、英検3、4級の受験対策講座が開かれています。英語と同様に、算数、数学も非常に大切で、そして苦手な子供が多く、早い段階でつまずきやすい教科です。そこで、学校以外の場所で小・中学生を対象にパズル講座を開いて、算数・数学の楽しさをわかってもらうのはどうでしょうか。考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 算数・数学の学力向上にパズル講座というのは非常に役立つというような、教育長さんからの答弁もありましたし、私も子供のころは非常に算数・数学が苦手で、どうしてかなあと今振り返ってみますと、どうも取っつきが悪かったのが大きな原因ではないかと思えます。そういった意味で、興味を抱いてもらうということでは効果があると思えますので、もう一回総合的に調査研究を進めて検討していきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） 前向きな答弁、ありがとうございました。

算数・数学のパズルといいますと、今私の塾で使っているこの本を持ってきたんですけれども、ただ単に数独とか数字の羅列というわけではないんですね。とても考えられた問題になっておりますので、後でぜひ見ていただければ、2冊持ってきましたので、参考にさせていただければと思います。

では2つ目、中学生を対象に実用数学技能検定、これは数検と呼ばれるものですが、こちらの3級、4級の受験対策講座を開いて、数学力の向上を図ってはどうか。この考え方を聞かせいただければと思います。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ありがとうございます。

実用数学技能検定につきましては、階級が1級から11級とあるということですので、またそのあたりも実際にうちの町でどこまでできるのか、どういったやり方があるのかということもこれから研究して、少しでも算数や数学の学力向上を図れるように。先ほども申し上げました

が、子供が興味を持って、そしてまたこれから求められる人材というのが理数的な能力が不可欠だと思われます。またこれも笠松町の魅力の一つとしたいと思いますので、いずれにしましても研究していきたいなと思っております。

[3番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） 前向きな答弁、ありがとうございました。

それでは3つ目、最後になりますが、現在、実用英語技能検定の検定料の半額の助成をしておりますけれども、数検3級、4級の検定料の助成をしてはどうでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 笠松町が今実施している検定助成について、最初に現状を申し上げたいと思います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げてあります各種検定支援事業の一つとして、町内在学小・中学生を対象に実用技能英語検定の検定料を半額助成しております。当該助成を始めて今年度で4年目になりますが、受検者数は年々増加傾向であり、平成30年度は133名へ助成をしました。これは、多くの子供たちが英語学習への意欲や興味が高まっているとともに、語学力の向上につながっている結果であると実感できております。今後も学校教職員の負担にならないように、学校現場の意見を聞きながら英語検定の助成を継続していくつもりでございます。その流れとしまして、数学につきましても、ほかの先進自治体とか、あるいは民間の取り組み等も参考にしながら、これもまた研究していくつもりでございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

[3番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） ありがとうございました。

パズル問題というのは、その内容によっては算数の問題を解く過程において必要とされる直観力、発想力、想像力、洞察力など総合的な能力を鍛えることができます。難しそうな問題に出会ったときは、角度を変えて考えてみると簡単に解ける抜け道がどこかに隠れていることがあります。問題を解くときは、鉛筆を手を持って試行錯誤しながらよく考えることで、答えが間違っているとしても、その過程で子供たちというのは考える力、数学的な発想や思考の楽しさも必ず向上いたします。ぜひ笠松町独自の取り組みで算数・数学の好きな子供をたくさん育成していただけることを願っております。

また、中学生を対象に数検3級、4級の受験対策講座を開くことや、検定料の助成の検討を前向きにさせていただくことを願って、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありが

とうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

一般質問を続けます。

1番 竹中光重議員。

○1番（竹中光重君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い発言いたします。

まずは、質問要旨の1つ目、利活用されていない普通財産としての土地や建物の有効活用についてです。

笠松町における公有財産については、土地が約22万6,000平方メートル、建物が延べ床面積で約6万2,000平方メートルと以前お聞きしました。

公有財産は、地方自治法第238条3項に規定されている行政財産と普通財産の2つに分類されます。行政財産とは、普通地方公共団体において公用または公共用に供し、または供することを決定した財産のことで、役場庁舎など地方公共団体がその事務事業を実施するみずから直接使用することを本来の所有の目的とするものを公有財産と呼びます。道路、公園、学校など、住民の一般的共同利用に供することを本来の所有の目的とするものを公共用財産と呼びます。

一方、行政財産以外の財産を普通財産と呼びます。これは、直接特定の行政目的に供されることなく、一般私人と同等の立場で管理し所有する財産のことで、利用方針が決定していない土地などが該当します。この利用方法が決定していない土地である普通財産について、笠松町においては土地が約4万5,000平方メートル、建物が延べ床面積で約2万8,000平方メートルあるとお聞きしています。公有財産を所有、維持管理していく上で大切なのは、住民サービスの充実を図ることを目的として、利便性、快適性、安全性を追求し、福祉、防災、教育文化、経済などの分野において、これらの町の財産を利用しながら計画的なまちづくりを進めていくことではないかと考えます。

1つ目の質問です。

平成30年度末における笠松町が所有する普通財産である土地及び建物の合計地積及び合計床面積と、それらの土地建物の内訳として主なものの所在と面積、現在の利用状況を教えてください。

公有財産のうち行政財産については、平成29年3月策定の笠松町公共施設等総合管理計画において、向こう40年間の各公共施設、特に町が所有する建物の維持管理等における方向性を示されているところであります。しかしながら、普通財産については、今後の利用計画等、具体

的に示されていないのではと思います。

2つ目の質問です。

現在、笠松町が所有している公有財産のうち、普通財産として位置づけされている土地で、例えば公園用地など、用途が明確になっているにもかかわらず、整備資金等の問題で未利用状態になっている土地または用途が不明確である土地で、除草等維持管理だけを行っているような土地、具体的に言えば、桜町の旧防疫組合跡地のような土地を何平方メートル所有しているのでしょうか、お答えください。

続いて3つ目の質問です。

それら普通財産の未利活用状態の土地について、例えば災害時における仮設避難住宅の設営用地であるとか、災害廃棄物の一時保管用地であるなど、本来の用途としてではなく、一時的な利活用または整備に係る計画や指針等は現在どのように作成されているのでしょうか、お示してください。

普通財産を含む町有財産としての土地の利活用について、計画的かつ総合的な調整を図るために未利用地の洗い出しを行ったりして、未利用となっている主要な用地については、本来の用途に供されるまでの一時的な利活用方針を定め、決定された方針に基づき、将来的な利用計画がある場合であっても、当面の間、使用予定のない土地を民間等へ貸し付けることにより、町有財産の有効活用を図るだけでなく、維持管理経費の節減にもつながることから、積極的に取り組む必要があると考えます。また、利活用されていない普通財産や民間へ長年貸与している普通財産などは売却を検討する必要があるとも考えます。

4つ目の質問です。

普通財産における未利用地の利用計画の策定、使用予定のない土地について民間等への貸し付けまたは売却、以上の2点について町長のお考えをお聞かせください。

質問要旨の2つ目、町の公園の有効活用についてに移ります。

パークマネジメントという言葉があります。パークマネジメントとは、公共のオープンスペースである公園という生活の舞台において、これまでのつくる、守るだけでなく、使う、育てるといった視点をプラスした総合的な公園活用システム及び考え方のことだそうです。

地域の財産であるところの公園は、昨今の社会情勢の変化に伴い、その利用形態に以前と比べて大きな変化が見受けられるようになりました。これは、地域住民の公園に求めるニーズが多種多様化している結果と言えます。

こうした中、町における公園整備、運営及び管理に係る主な課題として、地域住民のニーズへの適切な対応、柔軟で魅力的な公園の利活用、公園施設の長寿命化などが上げられます。今回は、これらの課題の中でも柔軟で魅力的な公園の利活用に特化し、笠松町におけるパークマネジメントの方向性等について質問いたします。

まずお聞きしたいのは、笠松町内の公園における民間による営利目的の飲食店の出店状況についてであります。町内の公園では、キッチンカーなどの飲食店が営利目的で出店することは可能であると聞いています。町内には、みなと公園や運動公園など、週末や祝祭日、夏休みや春休み期間等において、たくさんの集客が見込める公園があります。これらの公園を民間活力の導入によって、より魅力的な公園として、公園の整備や維持管理の経費を稼ぎ出すことのできる公園として活用しないのは大変もったいないのではないかと考えます。

1つ目の質問です。

町内の公園における営利目的での飲食店の出店について、対象となる公園はどこなのか。そして、出店に係る具体的な申請窓口、出店基準やルール、申請及び許可に関するシステムはどのようなになっているのか。また、そのシステムはいつから始まって、現在まで出店に伴う使用料等収入は幾らあったのか。以上3点についてお答えください。

続いて2つ目の質問です。

みなと公園や運動公園など、集客力の高い公園をお金を稼ぐ公園とするべく、キッチンカーによる営業だけでなく、園内にコンビニやカフェ、レストランなど、主に飲食業界の参入など、民間活力の導入を図るよう検討するべきではないかと思えます。

お隣の各務原市においても、市役所近くの緑豊かな公園、学びの森において、一般社団法人かかみがはら暮らし委員会の運営によって、2016年からKAKAMIGAHARA STANDというおしゃれなカフェをオープンさせ、このカフェが中核となり、マルシェ等イベントを定期的に開催し、大変話題になっております。

公園本来の持つ魅力と民間企業が持つ商業的な魅力が組み合わせられることによって、相乗効果により公園全体の魅力が高まり、結果的に公園の集客力もアップし、民間企業も収益アップが期待できます。そうすれば、そこから生まれる収益や使用料収入によって、公園自体の維持管理経費や将来的な整備資金等の財源確保につながっていくのではないかと考えます。民間活力の導入による町内公園の有効活用について、町長のお考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 竹中議員さんの質問に対する答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、笠松町の公有財産の利活用について、利活用されていない普通財産としての土地や建物の有効活用についてのうち、平成30年度末における普通財産である土地及び建物の合計地積、床面積と、それらの土地建物の内訳として主なものの所在と面積、現在の利用状況についてのお尋ねでございますが、笠松町が所有する公有財産のうち、平成30年度末時点における普通財産の土地面積の合計は4万4,037.63平方メートル、建物床面積の合計は2,454.95平方メートル

であります。そのうち1,000平方メートル以上の主な土地としましては、第一保育所、松枝保育所、下羽栗保育所の土地として地域振興公社に合計1万5,176.22平方メートルを貸与しているほか、リバーサイド笠松園3,718.84平方メートル、第1・第3水源池、これは上水道事業に当たりますが、2,037平方メートル、旧学校給食センター、こちらは相撲クラブのほうへお貸ししているわけでありますが、1,830.19平方メートル、松枝みなみ会館1,536.89平方メートル、小規模授産所1,493.42平方メートル、職員駐車場、庁舎・福祉健康センター等で2,177.94平方メートル、町外に所在する土地に関しましては、リバーサイド川島園、笠松町分になります。4,182.26平方メートルなどの用地として利用しております。その他、杉山邸や商工会、町内会のごみステーション、倉庫の用地として貸与している土地のほか、未利用となっている桜町の防疫組合跡地2,549平方メートルの土地などを所有しております。

次に、主な建物としましては、長池の旧学校給食センター1,006.35平方メートル、松枝みなみ会館596.23平方メートルのほか、杉山邸448.56平方メートル、米野会館170.24平方メートル、小規模授産所151.54平方メートル、町内会の倉庫として円城寺地内の旧消防団車庫52.33平方メートル、北及地内の旧消防団車庫29.70平方メートルを貸与している状況であります。

続きまして、未利用状態になっている土地または用途が不明確である土地で除草等維持管理だけ行っているような土地を何平方メートル所有しているかのお尋ねでございますが、平成30年度末現在、未利用となっている土地は、御指摘のあった桜町の防疫組合跡地の2,549平方メートルのほか、宮川町地内に119平方メートル、1筆、無動寺地内に304平方メートル、3筆、江川地内に62平方メートル、1筆で、合計3,034平方メートルであります。

続きまして、普通財産の未利活用状態の土地について、一時的な利活用または整備に係る計画や指針等はどうのように策定されているのかのお尋ねでございますが、普通財産の未利用の土地は、先ほどお答えしましたように3,034平方メートルあり、そのうち桜町の防疫組合跡地2,549平方メートルについては、笠松町災害廃棄物処理計画において、災害廃棄物の一次仮置き場候補地として位置づけております。なお、この場所は、地域防災計画上の指定緊急避難場所や災害救助法に基づく応急仮設住宅建設候補地として利用する計画等はございません。また、そのほか485平方メートルの土地についても利用を予定している計画はございません。

続きまして、未利用地の利用計画の策定、民間等への貸し付けまたは売却についての考えでございますが、これまでも活用の見込みのない土地については、売却や貸し付け等により、その有効活用を図ってきたところであり、現在普通財産に占める未利用地の割合は6.9%であります。これらの土地は、民家に囲まれた土地や水路、堤防で挟まれた土地、また狭小な土地など、利用用途が見出しづらい土地が残ったものであり、過去には近隣の土地所有者に購入の意向を伺うなど、具体的な協議を進めた土地もございますが、現在に至っております。桜町の防疫組合跡地などの未利用地や田代地内の福祉健康センター職員駐車場など、利用頻度の少ない

普通財産については、公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化した施設の建てかえ用地としての活用も含めて検討してまいります。

続いての質問、町の公園の有効活用についてでございます。

町内の公園における営利目的の飲食の出店について、主に3つの御質問をいただいております。対象となる公園はどこか、出店に係る申請及び許可に関するシステムはどうなっているのか、そのシステムはいつから始まって、現在までに出店に伴う使用料収入は幾らあったのかのお尋ねでございますが、まず、営利目的での出店等の販売行為について規制を行っているのは都市公園条例に基づく都市公園で、笠松みなと公園、笠松町運動公園などがあります。販売行為に係る申請受け付けは建設課で行っており、条例及び内規では国・地方公共団体、学校、事務局等を行政機関が担う実行委員会、町行政と密接な関係を有する公共的団体または指定管理者としての自治会、商工会、社会福祉協議会、体育協会、老人クラブ、笠松町でいういきいきクラブなど以外は、原則として許可しておりません。一般団体や個人による販売行為は町やまちづくり実行委員会、商工会などの団体が共催、後援または協賛する場合で、企画書等により地域振興に寄与し、社会福祉に貢献するものと認められれば許可しております。都市公園条例は、平成8年12月24日に施行し、都市公園内の行為許可の処理基準に関する内規は、平成28年7月1日より施行しております。

飲食店の出店に伴う使用料収入は、笠松川まつりやリバーサイドカーニバルの開催時に露天商から徴収しており、平成30年は8,181円で、毎年同程度の収入があります。また、平成31年に桜まつりを笠松みなと公園で実施したため、露天商から1万1,316円の使用料収入がありました。

続いて、民間活力の導入による町内公園の有効活用についてのお尋ねにお答えいたします。

当町では、笠松みなと公園と運動公園の2つの魅力ある大型公園を整備し、どちらも休日となれば多くの家族連れの人々が集う公園となっております。特にみなと公園には、木曽川の自然、笠松競馬場、名鉄笠松駅や幹線道路からの交通アクセスのよさなど、多くの資源や強みを持っており、これらをうまくつなぎ合わせれば、もっと魅力的でにぎわいのある公園にできるものと考えております。そして、魅力を向上させるには、行政の力だけでは限界があり、民間活力が不可欠であると考えております。

みなと公園周辺の基盤整備は、ことし3月のサイクリングロード全線完成をもって一区切りとし、今後、官民が連携してハードとソフトを結びつけた活性化策を展開していく必要があります。

今年度、木曽川上流河川事務所や県地方競馬組合などの行政機関と松波総合病院と名古屋鉄道、オアシスパーク、地元金融機関といった民間団体が一堂に会して河川敷の活用構想や事業、施策の積極的な提案を目的とした検討を行い、馬を活用したにぎわい創出や河川周辺を活用し

たアクティビティーの導入など、さまざまな可能性について話し合いを行っております。そして、これら意見集約した事業案を国が地方公共団体のPPPやPFI形成を支援する補助メニューへ応募し、採択されれば来年度にリバーサイドタウンかさまつ計画を進化させ、官民連携をより推進させる基本計画の策定と、その採算性や持続性などPFI事業の可能性調査を実施したいと考えております。議員の皆様には補助応募の際に改めて計画案を御説明させていただきます。

なお、この官民連携事業の実現には、多少のハード整備も必要であり、実現にはいましばらく時間がかかるものと想定されます。公園のにぎわい創出にはスピード感を持って取り組む必要があると考えておりますので、まずは手始めにかさマルシェで多くの集客実績のある商工会青年部やその関係団体、河川環境楽園を運営しているオアシスパークなどにお声かけをして、民間事業者が継続的に公園を活用する取り組みができないか検討してまいります。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○1 番（竹中光重君） きちっとした数字など、丁寧な御答弁をありがとうございました。

再質問に移ります。

桜町の防疫組合跡地については、利用計画等なしの御答弁をいただきました。では、長池の旧給食センター、約1,830平方メートルの今後の利用計画があれば教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 長池の旧学校給食センターなんですけど、今のところ具体的な利用計画等は持ち合わせておりませんが、松枝小学校や松枝公民館にも近いというような、比較的恵まれた立地条件もございます中で、公共施設等総合管理計画の中で新たな公共施設の建てかえ候補地としても検討を進めつつ、また施設解体にも4,000万円以上の費用がかかるというふうに言われておりますので、そのあたりも勘案しながら、議員の皆様方の意見も含めながら検討していきたいと思っております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○1 番（竹中光重君） ありがとうございました。

それでは再質問に移ります。

羽粟社会教育施設についてですが、岐南町さんと共有している土地約1万3,115平方メートル、そのうち当町所有面積約6,772平方メートルです。平成30年度の使用実績を見ますと、運動場、テニスコートの岐南町さんの使用件数1,105件、当町、笠松町の使用件数が295件、当町の使用率が約20%、使用料収入が24万5,400円です。ただし、管理執行事務経費、当町分172万3,368円。この施設の場所が岐南町伏屋であること、そして年間約150万円の経費負担などを考

えますと、この施設の所有が本当に必要なのか、整備売却を含めた計画の検討が必要であると思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） この質問にお答えする前に、私がこういった公共の建物、土地に関する資産についての考えを少し御説明したいと思います。

一般的に資産の圧縮は自己資本比率を高めると言われております。これは、民間経営とこういった自治体経営と共通するものでありますので、私の中では固定資産、とりわけ遊休地や、あるいは今御指摘にあったように余り町民の皆様方に活用されていない土地の整理は大きな課題だと認識しております。今、御質問にありました羽栗社会教育施設につきましては、町内利用者が少ないという実情を踏まえますと、将来的には見直しの対象になると思いますが、ただ、御承知のようにこれは岐南町と共有している部分がありますので、そこらあたりタイミングを見計らいつつ、相談しながら、できるだけ適切な判断をしていきたいと考えております。今のところはこれ以上のことは申し上げられないのが実情でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○1番（竹中光重君） はい、わかりました。

それでは、別の再質問に移ります。

現在、笠松小学校校区にあります企業が移転をされる計画があるとお聞きしております。実際に移転をされましたら、その跡地は約5,300坪とのこと。当町では、公共施設等の老朽化や統廃合、再配置の大きな課題がある中、もし跡地約5,300坪を購入することができましたら、老朽化した施設の建てかえのみならず、公共施設等の複合化が可能になると思います。例えば、中央公民館、こども館、福祉会館、北事務所、商工会館などを1カ所に集中することにより、各分野における利便性、快適性、そして安全性などの住民サービスの充実を図ることができるのではないかと思います。また、施設を集約することにより、維持管理費用の減縮が図れるとも思います。

では、その財源はどうするのとなると思いますが、今回の公有財産の有効活用でお尋ねをしております防疫組合跡地約772坪、羽栗社会教育施設約2,000坪、商工会館、福祉会館等約1,360坪、これを合計しますと、約4,132坪の整理売却運用による財源とも考えられると思います。

お尋ねをします。

この企業さんが移転され、跡地になることを前提として、老朽化した施設の建てかえ、公共施設更新、統廃合や複合化への取り組み、維持管理経費の節減を踏まえた公有財産の整理売却及び跡地有効活用の調査研究を今するべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今御指摘のありました、いずれ移転するだろうと言われている工場跡地、私も非常に注視しておりまして、いろいろなルートを伝って情報を確認しているんですが、いかんせん本社が東京にあるということで、確度の高い情報は今のところ入っておりませんが、一部では民間の企業というものがオファーをかけておるといことは入っております。

その上でお答えさせていただくなら、もし仮にあそこの土地がまとまって手に入れることになったら、これはあくまでも財政的な問題等は抜きにして、やはりそれは議員のおっしゃるとおり、一つの新しい総合施設の有力な候補地になると思います。私の中では、議員と同じように、新たな土地とかそういった資産を購入するのではなく、今ある土地を整理して、その得た売却益でそれを建設資金に充てる。その上で、先ほどお示ししましたPFIとかPPPとか、官民連携のシステムをしっかりと活用しながら、できるだけ町の負担、これはイコール税金の投入になります。それを少なくしてやっていきたいと思いますが、幾ら土地があっても、それを売却したいといっても、相手方がその値で買っていただけるかどうかは、これは全く別の話であります。また行政というのは、かつての第三セクターでもありましたように、こういった土地の売却云々は非常に苦手な分野でございますので、やはりここは民間の知恵をおかりしながら、あるいは周辺の先進自治体の動向もしっかりと調査研究をしながら、トータル的に、そして時間はそんなにないですが、ある程度長いスパンで考えていきたいと思っておりますので、またいろいろとアドバイスがございましたら、御指導のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○1番（竹中光重君） 古田町長さん、ありがとうございます。

ぜひとも民間も交えながら、調査研究は進めていただかないと、いざとなったときに何も考えていないぞとなつては難しいこともあると思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、再質問に移ります。

みなと公園周辺の民間活力を導入しての中期的、長期的な有効活用計画があるということはわかりました。また、町内公園における飲食店の出店に伴う使用料収入は、笠松川まつりとリバーサイドカーニバル、そして桜まつりと、笠松町のイベントの事業の開催時のみということもわかりました。イベント事業開催日以外の飲食店の出店はなしということなんですね。

1回目の質問でも申し上げましたが、みなと公園や運動公園、春休み、夏休み期間、または週末、祝祭日、本当に子供から大人までの多くの来場者でにぎわっているのを見かけます。みなと公園では、春から夏にかけての土・日はバーベキューの場所とりが大変苦勞するとか、暑い時期の運動公園では、自動販売機の飲み物がすぐに売り切れるなど聞いております。イベン

ト開催日以外の出店がないということは大変疑問に思います。

お尋ねをします。

両公園で飲食店の出店ができますという周知、告知はどのように行っているのか教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） みなと公園、あるいは運動公園内における出店についての周知につきましては、公園という観点から、特別に周知を行っておるわけではございません。ただ、商工会のほうには、出店できないかというようなお問い合わせは数件ございましたので、出店は町長答弁でございましたように、内規で定めた内容を満たせば出店できますので、そういった出店をしたいという事業者があれば出店できますという御案内は差し上げております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○1 番（竹中光重君） さっき御答弁の中では、窓口は建設課というこをとお聞きしましたけど、今、田中部長のお話では商工会にお問い合わせがあったと。これはどうしてそういうことが起こっておるんでしょうかね。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） お問い合わせのほうは商工会ではなく建設課のほうに二、三件そういうお話をいただいているということで、商工会を通じてこういった出店をしたいという方があれば、宣伝してくださいよというようなこともできますよという御案内は差し上げているということでございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○1 番（竹中光重君） 出店に関するルールとか内規というのは、厳しいのか厳しくないのかわかりませんが、あるなという中で、より出店を促進していくために、例えば商工会に入っていない事業者さんが見えて、そこに店を出したいとなったときに、実は商工会に入会していただければ出店はしやすくなりますよとか、そういった具体的な細かな内容の出店募集及び申請内容の説明会を開催して、出店者の促進をすべきだと思いますけれども、どうお考えでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） はっきり申し上げまして、今のみなと公園の実情には大いに不満を抱いております。というのは、お客さんがたくさん来ても、なかなか地元の事業者の方が潤わないという話はよく聞きますし、私も商売人の端くれです。金の落ちないそういった事業というのはすべきではないと。というのは、やはり全て皆さん方の税金で賄っているわけで、少しでも経済効果を上げなければ理解を得られないと思います。その意味におきまして、先ほどの答弁

もありましたように、今まで商工会だけでしたが、例えばオアシスパークとか、あと今後、子どもが検討していますプロモーション協会、あくまでも仮称ですが、そういった別団体をつくりまして、そこらに委託する。これは先ほど議員の質問の中にありました各務原のKAKAMIGAHARA STANDがまさにそういった公園を、指定管理者ではなかったはずなんです、そういうふうを活用している民間団体が中心にやっている。やはり、行政がこういうのを管理したところで、規制があったり、あるいは発想力に乏しいところがありますので、新たな外郭団体のようなものを積極的に活用させていただいて考えていかないと。正直申し上げまして、リバーサイドカーニバルも年々参加者、来場者が少なくなっているという御指摘も受けておりますので、先ほどの田島議員の御質問にありましたように、ちょっと喝を入れなきゃいけない、局面打開を図らなきゃいけないという時期に来ております。そこらあたり、そういう関係諸団体の皆さん方ともいろいろ意見をいただきながら検討していきたいと思っております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○1 番（竹中光重君） はい、わかりました。

古田町長さんがおっしゃられるように、ただちょっと時間がかかるのかなと。中期的な部分があるのかなと思います。そんな中で、やはり直近でできることはでき得る限り行って、少しでも公園使用料や維持管理費等の財源の確保につなげていくことが大事だと思います。それと年間のイベントは春、秋とありますが、これは単発的ではなくて、やっぱり年間を通じてイベントを行って、にぎわいや民間活力の導入を年間を通じてできるような手法をまたぜひとも考えていただければなということで、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 2 時 07 分